

## 令和8年度の生産緑地地区の追加指定を実施します！

## 1 令和8年度 追加指定の仮申出について

## 事前予約制

横浜市では、令和8年度の生産緑地地区の追加指定を行います。

追加指定を希望される方は、電話予約期間内に事前に御予約の上、1月に仮申出をお願いします。予約期間以降の御予約はできませんので、御了承ください。

## ■ 仮申出受付日・問合せ先

電話予約期間（※土曜日、日曜日を除く）  
令和7年12月1日(月)～12月19日(金) 8:45～12:00,13:00～17:00

指定希望地の所在	仮申出受付日程	お問合せ・予約申込先
鶴見、神奈川、 保土ヶ谷、旭、港北、 綾、青葉、都筑	令和8年1月 6日(火)、8日(木) 14日(水)	北部農政事務所（都筑区役所4階） TEL 045-948-2480 FAX 045-948-2488
西、中、南、港南、 磯子、金沢、戸塚、 栄、泉、瀬谷	令和8年1月 7日(水)、9日(金) 13日(火)	南部農政事務所（戸塚区役所8階） TEL 045-866-8492 FAX 045-862-4351

■ 受付場所：横浜市役所 市庁舎29階南側受付（横浜市中区本町6丁目50番地の10）



## ■ 対象となる農地等

市街化区域内にある、面積300m<sup>2</sup>以上の良好に耕作されている農地等

このほかにも条件があります（裏面参照）。御不明な点はお問い合わせください。

※良好に耕作されていない又は分筆が必要である等、そのままの状態で指定する

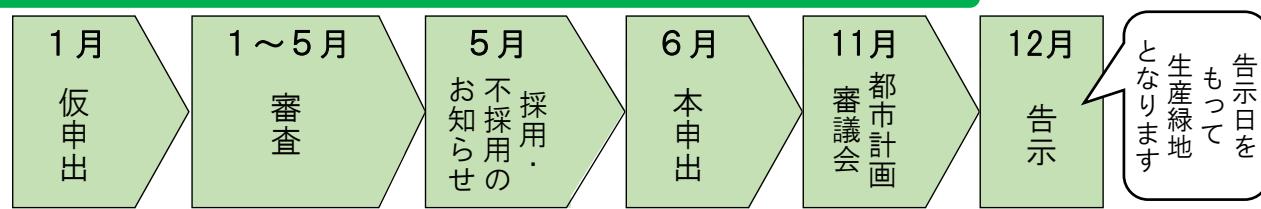
ことができない場合は、指定可能な状態に改善していただく必要があります。

原則として、改善後に改めて翌年度以降の仮申出に御予約いただくことになりますので、御了承ください。

## ■ 必要書類

- ・申出する土地全筆の全部事項証明書（土地登記簿謄本）及び公図の写し（法務局で取得した発行から3か月以内のもの、書き込み等がないもの）
  - ・窓口にお越しになる方の本人確認書類（有効期限内の顔写真つきのもの）
  - ・土地所有者からの委任状（窓口にお越しになる方が所有者ではない場合）

## 2 指定までの流れ（予定）（令和8年）



## 3 生産緑地地区の指定の条件

### ■ 指定要件（全て満たすこと）

1	市街化区域内の一団の農地等(※)で、都市環境の保全に相当の効用があり、公共施設等の敷地として適しているもの。道路に接していることが必要
2	登記簿上の面積が300m <sup>2</sup> 以上の農地等
3	用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能であること

※ 一団の農地等についての詳細は、お問い合わせください。

### ■ 指定基準（いずれかに該当すること）

項目	概要	詳細等
緑地機能の補完	農とふれあう場を提供するもの	市民農園等（栽培収穫体験ファーム等）であるもの
	既存の公園・緑地との一体化が図れるもの	既存公園・緑地（緑地保全地区、市民の森等）と一体化が図れるもの
	良好な景観形成に寄与するもの	道路に接し、道路からの見通しの確保に配慮があるもの
公共施設用地の確保	都市計画施設用地及び公共施設用地等の確保の観点から必要なもの	都市計画道路、河川改修事業用地及び市営住宅用地など公共施設の予定地
既存の生産緑地と一体化・整形化	既存の生産緑地と一体化又は整形化が図れるもの	2か所以上の生産緑地の一体化、既指定の生産緑地の整形化が図れるもの 一団の優良農地地域の形成に貢献するもの
街区公園の効果	公園の不足地域で接道条件等を満たし、街区公園に準ずる緑地効果が期待できるもの	おおむね半径250m以内に既存の生産緑地又は整備された街区公園が両者合わせて2,500m <sup>2</sup> に満たない地域のもの。ただし、幅4m以上の公道に接するものに限る。
災害対策の観点	緊急災害時の仮設住宅用地に利用可能なもの	面積が1,500m <sup>2</sup> 以上の平坦な農地等で、仮設住宅用地に利用可能なものの。ただし、幅6m以上の公道（上下水道整備済）に接するものに限る。防災協力農地の登録が条件
	災害時の延焼防止や一時避難に寄与するもの	準防火地域内にある農地等で、道路に12m以上接し、かつ、その接する部分に出入口を設けたもの
真にやむを得ない理由	真にやむを得ない事由により、平成4年当時から現在に至るまで指定申出ができなかったもの	農地等の所有者が裁判などで確定しなかったもの、地主と小作人の賃貸借契約が裁判等により同意の確認がとれなかったもの等
再指定	指定から30年を経過し、かつ、特定生産緑地に指定されておらず、廃止及び再度の指定を同時にうもの	再指定する区域が既決の生産緑地地区の区域と同一と認められるもの
市街化区域への編入	第8回線引き全市見直しにより市街化区域に編入されたもの	営農環境上一体と認められる土地の介在も可能（都市計画変更告示の日から5年間に限る）

※ このほか、指定できない区域もありますので、詳細はお問い合わせください。

## 4 お問合せ先（制度全般）

みどり環境局 農政推進課 TEL 045-671-2726 / FAX 045-664-4425

（横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 市庁舎29階）

生産緑地地区の追加指定手続については、  
市ホームページにも掲載しております。

横浜市 生産緑地 追加指定 仮申出 検索

